

令和7年度
安全装置等導入促進
助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人奈良県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者が、新たに安全装置等（後方視野確認支援装置、側方衝突監視警報装置、呼気吹込み式アルコールインターロック装置、IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器、トルク・レンチ）を導入した場合、費用の一部を助成することとし、もって会員の輸送の安全の確保に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、協会会員で協会入会金及び初回会費を納入しており、かつ、協会会費規程第5条に規定する会費の滞納がない事業者とする。

(事業期間)

第3条 本要綱に定める助成事業は、令和7年4月1日から令和8年1月30日までとする。ただし、予算額に達し次第、本助成事業は終了する。

(対象装置)

第4条 助成の対象となる安全装置等は、令和7年4月1日から令和8年1月30日の間に購入し会員事業者の保有する奈良県登録の事業用トラックに後付け装着または奈良県内営業所に導入した次の各号に掲げる装置とする。

- (1) 後方視野確認支援装置
 - (2) 側方衝突監視警報装置
 - (3) 呼気吹込み式アルコールインターロック
 - (4) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器
 - (5) 大型車用（「600N・m」以上の締め付け能力を有する）トルク・レンチ（自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む。）
- 2 前項各号の装置は、第5号を除き、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が認定した装置を助成対象とする。
- 3 第1項第2号の装置は、車両総重量7.5トン以上の事業用トラックの左側方の安全確保を目的として装着したものを、助成対象とする。ただし、トラクタ・トレーラに装着する場合は、トラクタの第5輪荷重が8.5トン以上のものに限り、助成対象とする。
- 4 第1項第4号の装置は、安全性優良事業所（Gマーク認定事業所）が導入した場合に限り、助成対象とする。
- 5 第1項第5号の装置は、車両総重量8トン以上の事業用トラックを管理する事業所が導入した場合に限り、助成対象とする。

(助成金額)

第5条 助成金額は、以下の表のとおりとする。

対象装置	協会（1台あたり）	全ト協（1台あたり）
後方視野確認支援装置	30,000円	取得価格の1／2 (上限20,000円)
側方衝突監視警報装置		取得価格の1／2 (上限100,000円)
アルコールインターロック		取得価格の1／2 (上限20,000円)
携帯型アルコール検知器		
トルク・レンチ		取得価格の1／2 (上限30,000円)

- 2 前項に定める協会の助成金額は取得価格から全ト協の助成金額を控除した額が同項に定める金額未満の場合、その額を限度とする。
- 3 1社あたりの助成台数は、トルク・レンチを除き、対象装置合計で上限を10台とする。
- 4 トルク・レンチの1社あたりの助成台数は、1事業所1台を上限とする。
- 5 安全装置等の取得価格には本体価格の他、部品や付属品等の費用を含むものとする。ただし、取付工賃や消費税は取得価格には含まない。
- 6 前条第1項第1号の装置に関し、運行管理連携型ドライブレコーダーと一体型である場合は、ドライブレコーダー機器導入促進助成金を別途申請できる。
- 7 国または他団体の補助金が交付された装置に対しては、助成金を交付しない。

(導入方法)

第6条 買取り、リース、割賦いずれについても助成対象とする。ただし、中古品並びにレンタル品については助成対象としない。

- 2 第4条第1項第1号の装置については次の各号に掲げる方法により導入した場合に助成対象とする。
 - (1) 新たに後方視野確認のためのカメラ及びモニターを同時に導入した場合。
 - (2) 側方視野確認支援装置が既に取り付けられている車両に、後方視野確認のためのカメラを新たに導入した場合（後方視野確認のためのモニターを同時に導入した場合も含む。）
 - (3) 既に導入されていた後方視野確認支援装置に対する本助成事業の適用の有無に関わらず、故障等により代替としてモニター及びカメラを同時に買い換える場合、または、モニターかカメラのいずれかを買い換える場合。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、様式1「安全装置等導入促進助成金交付申請書」を協会に提出しなければならない。

- 2 前項の申請には、前項の様式1で定める書類を添付するものとする。

(助成金の交付)

第8条 協会は、前条による助成交付申請があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定し、会員事業者に交付するものとする。

(報告の義務)

第9条 助成金の交付を受けた会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所要の報告をしなければならない。

(処分制限)

第10条 会員事業者は、交付対象となった装置が装着または導入の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

(助成金の返還)

第11条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

(附 則)

1. この要綱は、令和7年4月1日より適用する。
2. 第4条に規定する装置は、後付け装置を対象としているが、新車に標準で装着された安全装置が全ト協の安全装置等助成対象基準を満たし、当該助成の対象装置となっている場合には、令和8年1月30日までに新車新規登録した車両に取り付けられたものも特例的に助成対象とする。